

労働者派遣事業に関する情報公開（法第23条第5項）

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業署名	株式会社トリート 滋賀営業所
事業所所在地	〒525-0059 滋賀県草津市野路1丁目4番7号 コミュニティ南草津ビル5F
連絡先	TEL:077-500-2037 FAX:077-516-1555

① 派遣労働者の数（令和4年3月時点）	117名
② 派遣先事業数	21件

③ 派遣料金の平均額（8時間/日）	16,818円
④ 派遣労働者の平均賃金額（8時間/日）	12,470円
⑤ マージン率 ※(③-④)÷③ 小数点第2位以下は四捨五入	25.85%

※マージン率には、社会保険、厚生年金、雇用保険、労働保険、有給休暇費用、教育訓練費、健康診断費、労務管理費、事務所費、広告経費なども含まれます。

・教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給の有無	費用負担
ビジネスマナー(新人研修)	派遣労働者	off-JT (eラーニング)	派遣元事業主	会社指示の場合は、有給としそれ以外は、無給	なし
品質管理(初級・中級・上級)					
生産管理(初級・中級)					
モチベーションスキル					
コミュニケーションスキル					

※PC・スマートフォン・タブレットをお持ちでない方は、上記営業所にご連絡をください。

・その他福利厚生に関する事項

社会保険制度	有給休暇制度	産休・育児・介護休業制度
厚生年金制度	定期健康診断	
雇用保険制度	ハラスメント相談制度	

・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	:	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	:	労働契約を締結する全ての労働者
労使協定の有効期間	:	2024年3月31日

・キャリアコンサルティングに関する事項

担当者	:	竹下浩二、山越聡、野田大策
連絡先	:	077-500-2037